

大阪府傷病者の搬送及び受入れの 実施基準の改正について

【背景】

現行の実施基準に改正してから約6年が経過し、より適切かつ円滑な救急搬送及び受入体制を整える必要性が生じてきたため、本年12月の改正を予定している。

社会情勢の変化、医学の進歩による変更（循環器病対策基本法、消防庁通知等）を踏まえ、検討部会、ワーキンググループを開催し、現行実施基準の見直しを行い、改正素案を作成した。

実施基準検討部会ワーキンググループ（小児傷病者）

【令和元年3月～5月】

第4回大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討部会

【令和元年11月8日(金)】

第5回大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討部会

【令和元年11月22日(金)】

第6回大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討部会

【令和2年2月20日(木)】

実施基準検討部会ワーキンググループ

【令和2年3月～7月】

第7回大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討部会

【令和2年7月30日(木)】

※第1～3回は平成26年改正時に開催

実施基準検討部会

区分	氏名	所属等	区分	氏名	所属等
委員 (部会長)	横田 順一郎	地方独立行政法人堺市立病院機構副理事長	委員	大坂 昭一	大阪市消防局救急部長
専門委員	今井 康陽	一般社団法人大阪府病院協会副会長	委員	宜原 幹司	一般社団法人大阪府医師会理事
専門委員	澤 温	一般社団法人大阪精神科病院協会理事	委員	加納 繁照	一般社団法人大阪府私立病院協会副会長
専門委員	松下 亨	一般社団法人大阪小児科医会会長	委員	加納 康至	一般社団法人大阪府医師会副会長
専門委員	藤見 聡	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター救急診療科部長	委員	川西 聡明	堺市消防局救急部長
専門委員	井口 徹	大阪府下消防長会警防救急委員会代表消防本部課長 (守口市門真市消防組合消防本部警備課長)	委員	松岡 哲也	りんくう総合医療センター病院長
委員	山崎 祥光	大阪弁護士会 弁護士			

小児WG

区分	氏名	所属等
委員	木野 裕	大阪府救急医療機関連絡協議会 会長
委員	石川 順一	地方独立行政法人 大阪市民病院機構 大阪母子総合医療センター 医長
委員	起塚 隆	社会医療法人愛仁会 高槻病院 主任部長
委員	竹内 宗之	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪母子医療センター 主任部長
委員	新田 雅彦	学校法人大阪医療薬科大学 大阪医科大学 小児科教室兼救急医学教室 講師
委員	安達 晋吾	地方独立行政法人 りんくう総合医療センター (大阪府泉州救命救急センター 副センター長)

主な改正概要

1. 本則と細則に分割
2. 医療機関分類の定義の明確化、選定先医療機関の追加
3. 社会情勢の変化や医学の進歩による変更
 - ① 循環器疾患及び脳卒中等に係る傷病者観察基準等を改正
 - ② 小児に係る緊急度判定の基準等を改正
4. 医療機関リスト作成と運用の充実
5. IC活（活活I活活）活用の促進、事後検証の促進
6. 定義集の追加

1. 本則と細則に分割

ü消防法で規定される実施基準に定める事項のうち骨格となる基本的な基準を本則として定め、医学の進歩及び医療資源の変化に柔軟に対応できるように、具体的かつ詳細な基準は細則として定めることとした。
(本則P.3)

ü細則は必要に応じて「救対審規則」第6条第5項の規定に基づき、救対審が定めるところにより、実施基準検討部会の決議をもって改正できるものとする。 (本則P.9)

傷病者の搬送及び受入れの実施基準
(本則)

大阪府

傷病者の搬送及び受入れの実施基準
(細則)

大阪府

2. 医療機関分類の定義の明確化、選定先医療機関の追加

- 重症初期対応医療機関、重症小児対応医療機関の定義を変更し、搬送先の候補として追加されるようにした。

【本則P.7から抜粋】

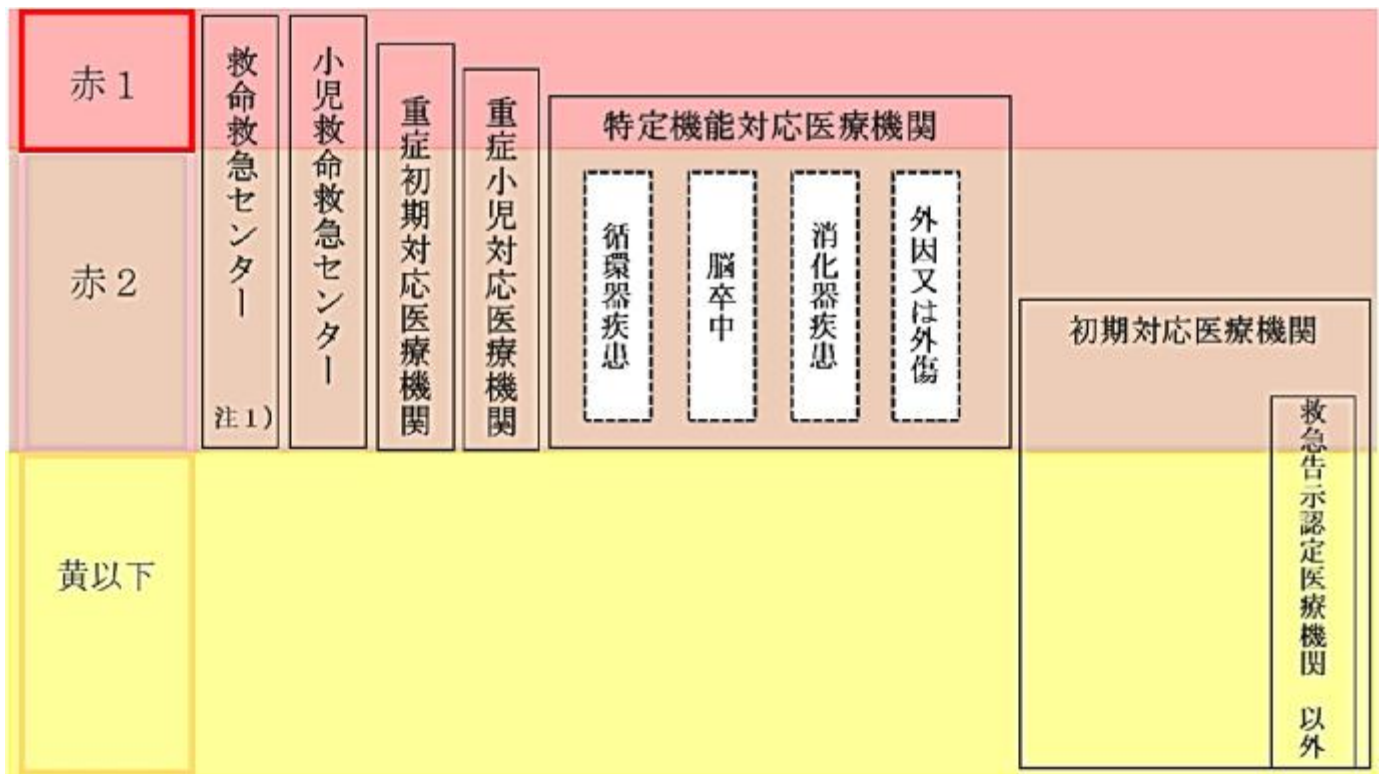
ウ 重症初期対応医療機関

緊急度が「赤1」又は「赤2」の場合で、特定病態でない外傷を含む傷病者を受け入れる医療機関とする。また、引き続き二次救命処置を必要とするCPA症例を受け入れるものとする。

なお、重篤傷病者は、救命救急センター又は小児救命救急センターへの搬送を原則とするが、傷病の程度によっては、重症初期対応医療機関が受け入れるものとする。

エ 重症小児対応医療機関

緊急度が「赤1」又は「赤2」の小児傷病者を受け入れる医療機関とする。なお、軽症外傷についても、原則、受け入れるものとする。



<選定先医療機関の追加>

ü 救急隊がより迅速かつ円滑に傷病者搬送を図れるよう、選定先医療機関として、重症初期・重症小児対応医療機関等を追加した。

(例) 外因 (高温曝露又は高体温：熱中症)

1次補足因子	2次補足因子		緊急度	対応医療機関選定
	階層1	階層2		
赤1	高温曝露又は高体温	症状の有無にかかわらず <input type="checkbox"/> 意識障害 <input type="checkbox"/> 小脳症状 <input type="checkbox"/> 痙攣発作 <input type="checkbox"/> 出血傾向/紫斑	赤1	救命救急センター 小児救命救急センター
赤2		<input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 嘔吐 <input type="checkbox"/> 倦怠感/虚脱感 <input type="checkbox"/> 集中力/判断力の低下	赤2	救命救急センター 小児救命救急センター 重症初期対応医療機関 重症小児対応医療機関
	<input type="checkbox"/> めまい <input type="checkbox"/> 大量の発汗 <input type="checkbox"/> 欠神 <input type="checkbox"/> 筋肉痛 <input type="checkbox"/> 筋硬直(こむら返り)			

(例) 外傷 (四肢/脊椎外傷：13歳以上)

四肢/脊椎外傷[13歳以上]

1次補足因子		2次補足因子	緊急度	対応医療機関選定
第3、4段階	第5段階			
赤2	赤2	開放骨折/開放脱臼を疑う 患肢に開放創あり <input type="checkbox"/> 患肢の運動制限 <input type="checkbox"/> 肢位の異常 <input type="checkbox"/> 疼痛/腫脹/変形 <input type="checkbox"/> 棘音	赤1	救命救急センター
黄以下	赤2		赤2	救命救急センター 初期対応医療機関(整形外科)
赤2	黄以下			
黄以下	黄以下			
赤2	赤2	閉鎖骨折/脱臼を疑う <input type="checkbox"/> 患肢の運動制限 <input type="checkbox"/> 肢位の異常 <input type="checkbox"/> 疼痛/腫脹/変形 <input type="checkbox"/> 棘音	赤1	救命救急センター
黄以下	赤2		赤2	救命救急センター 重症初期対応医療機関
赤2	黄以下		赤2	重症初期対応医療機関 初期対応医療機関(整形外科)
黄以下	黄以下			

(例) 外傷 (四肢/脊椎外傷：12歳以下)

赤2	赤2	<input type="checkbox"/> 上記症状なし	赤1	救命救急センター 小児救命救急センター
赤2	黄以下		赤2	救命救急センター 小児救命救急センター 重症小児対応医療機関* 初期対応医療機関(整形外科/小児軽傷)

*第3段階(受傷機転)の高リスク受傷機転に該当しない場合。

3. 社会情勢の変化や医学の進歩による変更

① 循環器疾患及び脳卒中等に係る傷病者観察基準等を改正

- a. 消防庁発出の令和2年3月27日消防救第83号通知（救急隊における観察・処置等について）を踏まえ、専門領域において推奨される症候学を参考に循環器疾患及び脳卒中の症状徴候を見直し、傷病者観察基準等を改正。

症状・徴候

例

- Ⅰ 「言語障害（失語症・構音障害）」を「失語症」、「構音障害」に分割
- Ⅰ 「視力障害」、「片側の失明」から「共同偏視」、「視野/視力の異常」に変更

など

- b. 「脳血栓回収術」を特定機能に追加（本則 P 6）

○ t - P A ・脳外科手術・脳血栓回収術と脳卒中全般に対応できる医療機関を搬送先医療機関に追加。

例

急性発症のしびれ／麻痺

1次補足因子	2次補足因子	緊急度	対応医療機関選定
赤1	脳梗塞／脳出血を疑う <input type="checkbox"/> 共同偏視 <input type="checkbox"/> 視野／視力の異常 <input type="checkbox"/> 失語症 <input type="checkbox"/> 構音障害 <input type="checkbox"/> 片側顔面の運動麻痺や脱力 <input type="checkbox"/> 片側上肢／下肢の運動麻痺や脱力 <input type="checkbox"/> 片側の感覚障害（知覚鈍麻） <input type="checkbox"/> 運動失調 <input type="checkbox"/> 心房細動	赤1	特定機能対応医療機関（t - P A ・脳外科手術・脳血栓回収術） 特定機能対応医療機関（t - P A ・脳外科手術） 特定機能対応医療機関（t - P A） 特定機能対応医療機関（脳外科手術） 救命救急センター
赤2		赤2	特定機能対応医療機関（t - P A ・脳外科手術・脳血栓回収術） 特定機能対応医療機関（t - P A ・脳外科手術） 特定機能対応医療機関（t - P A） 特定機能対応医療機関（脳外科手術） 救命救急センター
黄以下			特定機能対応医療機関（t - P A ・脳外科手術・脳血栓回収術） 特定機能対応医療機関（t - P A ・脳外科手術） 特定機能対応医療機関（t - P A） 特定機能対応医療機関（脳外科手術）
赤1		赤1	重症初期対応医療機関 救命救急センター
赤2	<input type="checkbox"/> 上記症状のないしびれ／麻痺	赤2	重症初期対応医療機関
黄以下		黄以下	初期対応医療機関（内科／脳神経内科／整形外科）

② 小児に係る緊急度判定の基準等を改正

a. 小児のバイタル基準と意識レベル基準を国際的指標等を参考に策定
(細則 P 13,14)

1.呼吸数 (回/分) 、 2.脈拍 (回/分) 、 3.収縮期血圧 (mmHg) 、 4.JCS、 5.GCS

b. 小児の軽症外傷が受入困難事案になりやすいことを鑑み、「小児軽傷」を救急協力診療科目 (診療機能の一部として、告示認定以外を含む。) に追加した。

四肢/脊椎外傷[12歳以下]

1次補足因子		2次補足因子	緊急度	対応医療機関選定
第3、4段階	第5段階			
赤2	赤2		赤1	救命救急センター 小児救命救急センター
赤2	黄以下	開放骨折/開放脱臼を疑う 患肢に開放創あり <input type="checkbox"/> 患肢の運動制限 <input type="checkbox"/> 肢位の異常 <input type="checkbox"/> 疼痛/腫脹/変形 <input type="checkbox"/> 嚙音	赤2	救命救急センター 小児救命救急センター 初期対応医療機関 (整形外科)
赤2	赤2		赤1	救命救急センター 小児救命救急センター
赤2	黄以下	閉鎖骨折/閉鎖脱臼を疑う <input type="checkbox"/> 患肢の運動制限 <input type="checkbox"/> 肢位の異常 <input type="checkbox"/> 疼痛・腫脹・変形 <input type="checkbox"/> 嚙音	赤2	救命救急センター 小児救命救急センター 初期対応医療機関 (整形外科)
赤2	赤2	脊椎/脊髄損傷を疑う (完全脊髄損傷は省く) <input type="checkbox"/> 両上肢の知覚過敏 <input type="checkbox"/> 上肢の対麻痺 <input type="checkbox"/> 下肢の対麻痺	赤1	救命救急センター 小児救命救急センター
赤2	黄以下		赤2	救命救急センター 小児救命救急センター 初期対応医療機関 (整形外科)
赤2	赤2	手指/足趾切断を疑う <input type="checkbox"/> 手指の切断 <input type="checkbox"/> 足趾の切断	赤1	救命救急センター 小児救命救急センター
赤2	黄以下		赤2	特定機能対応 (再接着) 救命救急センター 小児救命救急センター 初期対応医療機関 (整形外科)
赤2	赤2		赤1	救命救急センター 小児救命救急センター
赤2	黄以下	<input type="checkbox"/> 上記症状なし	赤2	救命救急センター 小児救命救急センター 重症小児対応医療機関 * 初期対応医療機関 (整形外科) 小児軽傷

* 第3段階 (受傷機転) の高リスク受傷機転に該当しない場合。

4. 医療機関リスト作成と運用の充実

ü 医療機関リストの統一フォーマットを作成するとともに、定期的な医療機関リストの更新等について明記した。

〔作成した医療機関リストは、毎年、記載内容の変更等を確認・更新し（ただし必要に応じて、随時更新する。）その都度本府に報告する。（本則P.8）〕

医療機関別 統一フォーマット

【医療機関名】			診療機能分類	恒常的に受入可能	部分的(非過半数)に受入可能	備考
救命救急センター						
小児救命救急センター						
重症初期対応						
重症小児対応						
特定機能対応	産科設備	PCI等				
特定機能対応	産科設備	心臓血管手術				

圏域医療機関リスト 例

【圏域名】			医療機関名	恒常的に受入可能	部分的(非過半数)に受入可能	地域(ED)	備考
救命救急センター							
小児救命救急センター							
重症初期対応							
重症小児対応							
特定機能対応	産科設備	PCI等					
	産科設備	心臓血管手術					
特定機能対応	外科	重症救急療法					
	内科	重症心臓病治療					
【医療機関名】			医療機関名	恒常的に受入可能	部分的(非過半数)に受入可能	地域(ED)	備考
救急科	内科						
	産科						
	産科						
	産科						

ü 医療機関リストの運用に関する取決め。（本則P.8）

速やかな病病連携

〔(ア) 搬送後に緊急度・重症度、特定病態（必要な特定病態）が明らかになった場合や傷病者が急変した場合には、高次医療機関や対応可能な特定機能対応医療機関に速やかに転送・転院できる体制を確保すること。〕

5. ICT (ORION) 活用の促進、事後検証の更なる促進

- ① 救急医療体制のより一層の充実を目的として、ICTの活用を明記した。

医療機関リストの運用に関する取決め（本則P.8）

医療機関・

応需の対応可否等に変動が生じた際は、「大阪府救急・災害医療情報システム」の応需情報の更新を行うこと。

救急隊・

各圏域における取決めを遵守することを原則とし、医療機関リストに従うとともに、「ORION」の応需情報等を有効に活用すること。

- ② 「消防法第35条の5第2項の都道府県が必要と認める事項」（本則P.5）に、データ集積に基づく検証・評価と見直しについて、大阪府が必要と認める事項と定めた。（本則P.11）

I データ集積に基づく検証・評価と見直しについて

- ・PDCAサイクルを活用し、実施基準を評価、見直しを行うことが重要。そのために集積されたデータを調査・分析・検証し、その結果を実施基準の見直しに反映させる。
- ・ORIONによる病院前と病院後データを一元化し実態に即した分析・検証に取り組む。
- ・各圏域における実施基準運用の検証・評価を継続的に実施し、病院前救護の質向上のために課題の抽出等について分析・検証に取り組む。

6. 定義集の追加

ü用語の解釈の相違を避けるため、本則及び細則に追加した。

用語の定義

- *1 病 院 収 容 ……傷病者を医療機関に搬送し、医師に傷病者を引き継ぐことを指す。ただし、応急処置等のための一時的な診療に留まり、別の医療機関に搬送された場合は除く。
- *2 実 施 基 準 ……消防法第35条の5第1項で規定される「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」を指し、具体的には第2項で示される第1～7号の事項を指す。
- *3 条 例 ……大阪府傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する協議並びに当該基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会に関する条例（平成21年大阪府条例第82号）を指す。
- *4 大阪府救急医療対策審議会 ……救急医療対策についての重要事項の調査審議及び救急告示医療機関の認定を行う大阪府附属機関条例で定めた審議会であり、救対審と略す。消防法第35条の8の規定に基づく法定協議会は、本審議会が担う。

スケジュールについて

